

B 1 - 6 2

5 年 保 存
(平成35年12月31日まで)

F N . B 1 - 5 - 0
鹿 生 企 第 5 9 4 号
鹿 務 第 1 7 6 6 号
鹿 刑 企 第 1 6 5 号
鹿 交 企 第 1 6 7 号
鹿 公 第 1 2 5 号
平 成 3 0 年 1 2 月 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 地域連帯係 TEL

鹿児島県警察セーフコミュニティ支援推進委員会の設置について（通達）

県内では、自治体や地域住民等による自主的な防犯・防災等の意識の高まりに伴い、各種ボランティア団体等による地域安全への取組が活性化し、治安のバロメーターと言われる刑法犯認知件数が年々減少するなど、犯罪の総量抑制という面では一定の成果が見られるものの、未だ殺人、強盗等の凶悪事件、子ども・女性を被害者とする犯罪や交通死亡事故等も後を絶たないなど、県民の体感治安や災害等への不安が払拭されているとは言い難く、犯罪等の発生を抑止するための社会環境は、依然として厳しい状況にある。

こうした情勢の中で、世界保健機関（WHO）が安全・安心に関わる基準を指標として総合的に取り組んだ自治体を「セーフコミュニティ」として認証する制度を設けており、政府も官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進方策として同制度を推奨し、これまで国内の15自治体が認証を取得している中、県内では、鹿児島市が平成27年度に国際認証を取得し、平成32年度の再認証に向けて更なる取組を推進中である。

この取組は、コミュニティが主体となって、地域住民、事業所等が自ら行う安全対策や自治体、警察、消防等をはじめ、あらゆる関係機関が連携・協働した社会環境の整備等により、安全・安心で質の高い生活の享受を求めていくものであり、これら連携・協働した横断的かつ継続的な取組によって地域に新たなコミュニティが生まれ、社会の規範意識の向上と連帯の強化にも大きく寄与するだけでなく、より一層の犯罪等の未然防止や災害等への備えに結びつくという好環境を生み出すな

ど、犯罪や事故等の起きにくい社会づくりを目指すものである。

県警察としては、この取組を支援することが「日本一安全で安心な鹿児島づくり」に沿ったものであるとの趣旨から、セーフコミュニティの認証取得及び再認証に向けた自治体に対する支援を積極的に行うため、「鹿児島県警察セーフコミュニティ支援推進委員会の設置について（通達）」（平成25年6月6日付け鹿生企第182号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度再認証に係る規定を追加し、別添のとおり「鹿児島県警察セーフコミュニティ支援推進委員会設置要綱」を定めたので、関係所属にあっては職員に周知し、適正な運営に努められたい。

なお、この通達は平成30年12月6日から施行し、旧通達は平成30年12月5日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察セーフコミュニティ支援推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため，世界保健機関（WHO）が認証するセーフコミュニティに取り組む自治体に対し，県警察が総合的かつ効果的に支援することを目的として，鹿児島県警察本部に鹿児島県警察セーフコミュニティ支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は，警察署，自治体等と連携を図り，セーフコミュニティの認証及び再認証取得に向けた取組を行う自治体に対する支援を総合的に推進することを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は，本部長をもって充てる。

3 副委員長は警務部長及び生活安全部長を，委員は別表第1に掲げる者をもって，それぞれ充てる。

(職務)

第4条 委員長は，委員会の事務を総理する。

2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は，必要に応じて委員会を開催し，議事を主宰する。

2 委員長は，必要があると認められるときは，委員以外の者に会議への出席を求め，意見を聞き，又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 支援委員会の円滑な運営を資するため，幹事会を置く。

2 幹事会は，幹事長，副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は，生活安全部参事官をもって充てる。

4 副幹事長は生活安全企画課長を，幹事は別表第2に掲げる者をもって，それぞれ充てる。

5 幹事長は，必要に応じて幹事会を開催し，議事を主宰する。

6 幹事長は，必要があると認められるときは，幹事以外の者に会議への出席を求

め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、生活安全企画課に置く。

(署委員会の設置)

第8条 セーフコミュニティ取組自治体を管轄する警察署に警察署セーフコミュニティ支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を設置する。

- 2 署委員会は、委員会と連携の下、支援に係る関係機関等との連絡、情報の集約・分析及び具体的取組施策への対応を任務とする。
- 3 署委員会は、署長を長とし、その構成及び運営は署長が定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会体制表

委員長：	本部長
副委員長：	警務部長，生活安全部長
委員：	刑事部長，交通部長，警備部長，情報通信部長， 警務部参事官兼首席監察官， 警務部参事官（警務担当），生活安全部参事官

別表第2（第6条関係）

幹事会体制表

幹事長：	生活安全部参事官
副幹事長：	生活安全企画課長
幹事：	警務課長，会計課長，刑事企画課長， 交通企画課長，公安課長，通信庶務課長